

鳥取県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画道路3・4・1号牧谷新井線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
岩美郡岩美町大字新井
変更する部分
岩美郡岩美町大字浦富及び大字新井
削除する部分
岩美郡岩美町大字新井
- 3 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）及び岩美町役場産業建設課（岩美町浦富 675
－ 1）